



# 島根県報

平成20年 8月22日 (金)  
第 2,011 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

規 則		
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障害者福祉課)	1
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	3
平成20年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(農畜産振興課)	3
保安林の指定の解除	(森林整備課)	4
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	(中小企業課)	4
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	5
換地処分届出	(都市計画課)	6
公 告		
平成20年度消防設備士講習の実施	(消防防災課)	6
基本測量の実施	(用地対策課)	7
公共測量の実施	( " )	7
公共測量の終了	( " )	7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
特定調達公告		
平成20年度における特定調達による建設工事の請負に係る競争入札の参加資格等	(土木総務課)	8

### 公布された条例等のあらまし

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第63号)

- 1 規則の概要  
空港整備法の改正に伴う規定の整理(別表第1関係)
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表公共交通機関の施設の項公共的施設の欄の3中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しかた矯正・小児・歯科医院	松江市灘町1-9	平成20年4月1日
いきいき・クリニック	松江市東津田町1768-2	平成20年8月1日
サン薬局 川津店	松江市下東川津町42-8	平成20年8月1日
三隅さんさん薬局	浜田市三隅町西河内480-8	平成20年8月2日

島根県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団正心会 松北病院	松江市下東川津町251-1	平成20年7月31日

島根県告示第699号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
四方 雄一郎	松江市灘町1-9	居宅療養管理指導	しかた矯正・小児・歯科医院	松江市灘町1-9	平成20年4月1日

四方 雄一郎	松江市灘町 1 - 9	介護予防居宅療養管理指導	しかた矯正・小児・歯科医院	松江市灘町1-9	平成20年 4月1日
有限会社 ふくちゃん	浜田市原町51	訪問介護	ヘルパーステーション ふくちゃんの家	浜田市清水町53番地 11	平成20年 6月1日
有限会社 ふくちゃん	浜田市原町51	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション ふくちゃんの家	浜田市清水町53番地 11	平成20年 6月1日
特定非営利活動法人 ほとと大東	雲南市大東町新庄 283番地 1	通所介護	デイサービス 北の宿	雲南市大東町北村 7 番地 4	平成20年 7月24日
特定非営利活動法人 ほとと大東	雲南市大東町新庄 283番地 1	介護予防通所介護	デイサービス 北の宿	雲南市大東町北村 7 番地 4	平成20年 7月24日

## 島根県告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年 8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
川下 典央	松江市西川津町849 - 1	居宅療養管理指導	川下内科医院	松江市西川津町849 - 1	平成20年 6月26日
川下 典央	松江市西川津町849 - 1	訪問看護	川下内科医院	松江市西川津町849 - 1	平成20年 6月26日
川下 典央	松江市西川津町849 - 1	介護予防居宅療養管理指導	川下内科医院	松江市西川津町849 - 1	平成20年 6月26日
川下 典央	松江市西川津町849 - 1	介護予防訪問看護	川下内科医院	松江市西川津町849 - 1	平成20年 6月26日
医療法人社団正心会	松江市下東川津町 251 - 1	居宅療養管理指導	医療法人社団正心会 松北病院	松江市下東川津町 251 - 1	平成20年 7月31日
医療法人社団正心会	松江市下東川津町 251 - 1	訪問看護	医療法人社団正心会 松北病院	松江市下東川津町 251 - 1	平成20年 7月31日
医療法人社団正心会	松江市下東川津町 251 - 1	介護予防居宅療養管理指導	医療法人社団正心会 松北病院	松江市下東川津町 251 - 1	平成20年 7月31日
医療法人社団正心会	松江市下東川津町 251 - 1	介護予防訪問看護	医療法人社団正心会 松北病院	松江市下東川津町 251 - 1	平成20年 7月31日

## 島根県告示第701号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく平成20年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成20年8月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

種畜証明書番号	名 前 (登録・登記番号)	品 種	検査成績
平20 島根県臨 第3号	百合花 (黒14348)	牛 黒毛和種	1級

島根県告示第702号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 解除に係る保安林の所在場所  
安来市広瀬町西比田2204 - 5 ・ 広瀬町西谷825 - 2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第703号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

第2条第1号を次のように改める。

- 発電用施設の周辺地域 発電用施設（発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設をいう。以下同じ。）の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。

第2条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 発電用施設周辺地域住民の通勤可能地域 発電用施設の周辺地域の住民が通常通勤することができる地域をいう。第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第4条を次のように改める。

（融資対象者）

第4条 融資を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。

- 発電用施設周辺地域住民の通勤可能地域において、次に掲げるいずれかの区域に事業所の新設等を行うこと。
  - 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地
  - 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
  - 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区

エ 普通地方公共団体又は普通地方公共団体が2分の1以上出資している土地開発公社等が事業所用地として造成した区域

オ 市町村長が、事業所の新設等について適当と認める区域

- (2) 1年以上同一業種を継続して営んでおり、かつ、資金の調達について融資によることが適当と認められること。
- (3) 事業所の新設に伴い、常時使用する従業員を新規に3人以上雇用する計画があり、かつ、操業開始後1年以内に当該計画を達成すると認められること。
- (4) 新規雇用者のうち、発電用施設の周辺地域の住民の数が3人以上であり、かつ、新規雇用者総数の10分の2に相当する数以上であること。
- (5) 事業所の新設等に伴う施設又は設備（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号から第4号までに規定する土地、家屋及び償却資産に限る。）の取得に要する経費の総額（以下「総事業費」という。）が5,000万円（ソフト産業等にあつては、3,000万円）以上であること。
- (6) 事業所の新設等に当たり法令に違反するおそれがないと認められること。
- (7) 地方税を滞納していないこと。

第6条第1号中「2億円」を「5億円」に改め、同条第3号中「10年」を「15年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年8月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱第2条、第4条並びに第6条第1号及び第3号の規定は、平成20年8月22日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第704号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年 8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
浜田市	平成16年度～17年度	87枚	2冊	重富・本郷	平成20年8月12日
出雲市	平成18年度～19年度	31枚	3冊	上津	平成20年8月12日
出雲市	平成18年度～19年度	21枚	1冊	日御碕（D）地区	平成20年8月12日
出雲市	平成19年度～20年度	10枚	2冊	八島	平成20年8月12日
益田市	平成8年度～20年度	12枚	1冊	高津2 - 6	平成20年8月12日
益田市	平成9年度～20年度	17枚	1冊	飯田1 - 4	平成20年8月12日
益田市	平成9年度～20年度	19枚	1冊	飯田2 - 2	平成20年8月12日
益田市	平成11年度～20年度	44枚	1冊	遠田1	平成20年8月12日
益田市	平成16年度～20年度	24枚	1冊	萩原 - 1	平成20年8月12日
隠岐の島町	平成18年度～20年度	22枚	1冊	都万	平成20年8月12日
隠岐の島町	平成18年度～20年度	7枚	2冊	南方・北方	平成20年8月12日

島根県告示第705号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、江津市和木北部土地区画整理組合理事長小田文男から平成20年7月24日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による「消防用設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けてから2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けてから5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講習区分	免状区分	講習年月日	場所
消火設備	第1類の甲種	平成20年10月7日	出雲市
	"    乙種		
	第2類の甲種		
	"    乙種		
警報設備	第3類の甲種	平成20年10月10日	浜田市
	"    乙種		
	第7類の乙種		
避難設備 消火器	第4類の甲種	平成20年10月21日	松江市
	"    乙種		
	第5類の甲種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 3時間30分

講習終了後30分程度の効果測定と20分程度の解説を行う。

4 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先

(社)島根県消防設備保守協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター、県民センター各事務所及び各消防本部

- (2) 受講手数料

7,000円（これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書にはること。）

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成20年 9 月 1 日から平成20年 9 月25日まで（郵送の場合は、9 月25日の消印有効）

イ 提出先

松江市殿町 1 番地 島根県庁 7 階「（社）島根県消防設備保守協会」（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士  
受講申請」と朱書きのこと。）

5 問合せ先

〒690 - 8501

松江市殿町1番地 島根県庁 7 階

（社）島根県消防設備保守協会（ T E L 0852 - 28 - 7305又は0852 - 22 - 6828）

（ F A X 0852 - 22 - 6754）

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 8 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備作業）

2 作業期間

平成20年 9 月16日から平成21年 3 月27日まで

3 作業地域

安来市

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 8 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量・3 級水準測量・4 級基準点測量）

2 作業期間

平成20年 8 月11日から平成20年11月30日まで

3 作業地域

出雲市上塩冶町・大津町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は終了した旨大田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 8 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（撮影等）

2 作業期間

平成19年6月4日から平成20年3月28日まで

3 作業地域

大田市全域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

益田市多田町391番1、392番、958番1

面積 11,370.76平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市遠田町3815番地1

財団法人静光会 理事長 高橋 完太

## 特 定 調 達 公 告

平成20年度において建設工事の請負に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年8月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

建設工事

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続き

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）及び島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）に定めるところによる。